

労働相談

Q&A



中小企業労働相談所に寄せられた相談をもとに、お答えします。

Q コロナウイルスの感染拡大によって、副業・兼業のニーズが高まっていますが、雇用されて副業・兼業を行った場合の雇用保険などの適用はどうなっていますか。

A 現行の規定は以下のとおりです。(副業・兼業の視点から、それぞれの制度の概略を記載しています。)

(1) 雇用保険について

- 雇用保険については、同時に複数の事業主に雇用されている者が、それぞれの雇用関係において被保険者要件を満たす場合、その者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける雇用関係についてのみ被保険者となります。

(2) 厚生年金保険、健康保険について

- 厚生年金保険・健康保険については、複数の雇用関係に基づき複数の事業所で勤務する者が、いずれの事業所においても適用要件を満たさない場合、労働時間等を合算して適用要件を満たしたとしても適用されません。

また、同時に複数の事業所で就労している者が、それぞれの事業所で被保険者要件を満たす場合、被保険者はいずれかの事業所の管轄の年金事務所及び医療保険者を選択し、その選択された年金事務所及び医療保険者において各事業所の報酬月額を合算して標準報酬月額を算定し、保険料を決定します。その上で、各事業主は、被保険者に支払う報酬の額により按分した保険料を、選択した年金事務所及び医療保険者に納付することになります。

(3) 労災保険について

- 労働者が、自社、副業・兼業先の両方で雇用されている場合、1つの就業先から他の就業先への移動時に起こった災害については通勤災害として労災保険給付の対象となります。
- 事業主は、労働者が副業・兼業しているかにかかわらず、労働者を1人でも雇用していれば労災保険の加入手続を行う必要があります。これまででは、労災保険制度は労働基準法における個別の事業主の災害補償責任を担保するものであるため、その給付額については、災害が発生した就業先の賃金分のみに基づき算定されていました。
- 令和2年9月1日に施行された改正労働保険法により、給付額の算定方法等が変更されましたので、副業・兼業に関する部分の改正概要をご紹介します。

①休業をした場合等の給付額がすべての勤務先の賃金額を基に決まります。

(改正前) 事故が起きた勤務先の賃金額のみを基礎に給付額等を決定。

(改正後) すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付額等を決定。

②すべての勤務先の負荷（労働時間やストレス等）が総合的に評価され労災認定されます。

(改正前) それぞれの勤務先ごとの負荷（労働時間やストレス等）を個別に評価して労災認定できるかどうかを判断。

(改正後) それぞれの勤務先ごとに負荷（労働時間やストレス等）を個別に評価できない場合は、すべての勤務先の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断。

このような問題についてお困りの場合は、宮崎県中小企業労働相談所にご相談ください。

◆相談先◆宮崎県中小企業労働相談所（宮崎／日南／都城／延岡） 宮崎県中小企業労働相談所

検索

労働相談専用ダイヤル TEL: 0985-44-2618



◆お問合せ先◆宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 TEL: 0985-26-7106